

件名	特定都市河川浸水被害対策法施行条例
主管課	河川課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第38条第3項、第45条第1項、第54条第1項 ・特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号）第27条、第33条、第40条 ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項
<p>【制定理由】</p> <p>一級河川肱川水系の都谷川、古川及び野田川が特定都市河川浸水被害対策法に規定する特定都市河川に指定されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものである。</p> <p>【条例の概要】</p> <p>(1) 趣旨及び用語（第1条及び第2条関係）</p> <p>この条例を制定する趣旨、この条例で使用する用語について定めるもの。</p> <p>(2) 標識の設置（第3条、第4条及び第5条関係）</p> <p>法において、国土交通省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされている次の標識に明示する事項について、同法施行規則（以下「省令」という。）において具体的な記載事項が列記されており、県独自の基準を定めるような特段の事情もないことから、省令と同じ事項を定めるもの。</p> <p>① 雨水貯留浸透施設の標識の設置</p> <p>② 保全調整池の標識の設置</p> <p>③ 貯留機能保全区域の標識の設置</p> <p>(3) 事務処理の特例（第6条関係）</p> <p>地方自治法第252条の17の2第1項に基づき、法に基づく知事の権限に属する事務の一部を市が処理することとするに関し必要な事項を定めるもの。</p> <p>① 雨水浸透阻害行為の許可に関する事務等</p> <p>流域内の宅地以外の土地で行う 1,000 m²以上の土地の形質の変更など流出雨水量を増加させる行為（雨水浸透阻害行為）を行う場合の許可に関する事務等</p> <p>② 保全調整池の指定に関する事務等</p> <p>100 m²以上の防災調整池を保全調整池として指定する事務等</p> <p>③ 貯留機能保全区域内の土地における行為の届出の受理に関する事務等</p> <p>流域内の河川沿いの低地（水田）など都市浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域（貯留機能保全区域）を指定した場合における区域内の盛土等の行為の届出に係る受理に関する事務等</p> <p>④ 測量又は調査のための立入及び一時使用に関する事務</p> <p>保全調整池の指定に関する測量・調査における土地の立入等に関する事務等</p>	
施行日	令和5年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	